

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

奈良県人事委員会規則第六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「人事委員会規則で定める職員」を「その職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるもの」に、「掲げる者」を「掲げる者のうちその職務の級が三級であるもの」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 教育職給料表〔〕の備考〔〕のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものは、別表教育職給料表〔〕の項第一号から第四号までに掲げる者のうちその職務の級が四級であるものとする。

第三条に次の二項を加える。

4 教育職給料表〔〕の備考〔〕のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものは、別表教育職給料表〔〕の項第一号に掲げる者のうちその職務の級が四級であるものとする。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。